

「環境と関税政策に関する研究会」における
議論の整理 別添資料

平成 22 年 6 月 1 8 日

環境と関税政策に関する研究会

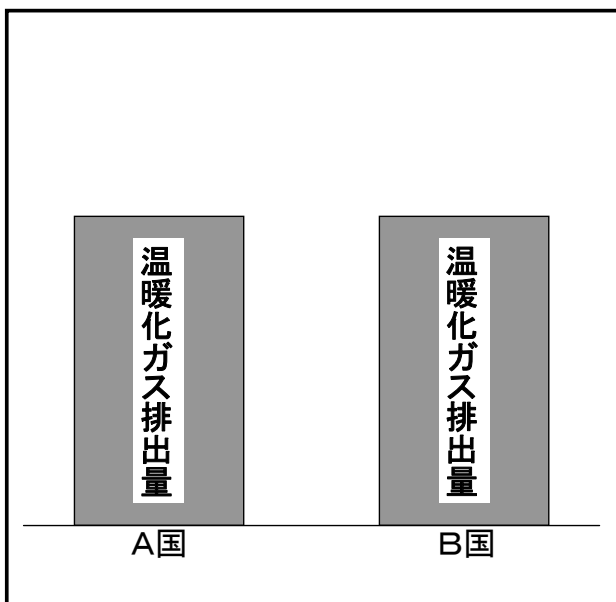
	EU (EU-ETS第3フェーズ)	米国
根拠法	EU指令 2003/87/EC	ワックスマン・マーキー法案 (下院本会議可決)
実施時期	2013年～2020年 (第1フェーズ 2005年～2007年、第2フェーズ 2008年～2012年)	2012年より一部の対象部門で開始。 2016年までには全部門が対象。
適用対象	温室効果ガス直接排出施設：20MW以上の燃焼施設 (火力発電含む)、鉄鋼業、石油精製施設、ガラス、セメント、セラミックス、その他 (紙・パルプ)	2012年より温室効果ガス排出量の多いエネルギー一部門、産業部門の一部で開始。 2016年までには全部門が対象。
制度のカバー率	EUのCO ₂ 排出量の約5割、温室効果ガス排出量の約4割。	2016年以降、排出量の84.5%。
対象事業者の削減目標	第3フェーズにおいて、2008年～2012年の中間値から毎年1.74%削減し、2020年に2005年比21%削減。	2005年比で、2012年に3%、2020年に17%、2030年に42%、2050年に83%削減。
排出枠の割当方法	基本的にオークション方式。 炭素リーケージのおそれのある産業部門には、ベンチマークに基づき、排出枠の無償割当 (最大100%)。	基本的にオークション方式。 炭素リーケージのおそれのある貿易集約型産業には、ベンチマークに基づき、排出枠を無償割当。 エネルギー供給事業者、エネルギー技術政策、農業政策等に対して、排出枠を無償割当 (制度対象者に販売し、政策実施費用に充てる。割当量は順次縮小)。
制度管理プロセス	各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等を購入・活用することができる (対象事業者の年間排出量データを対象事業者が算定・報告し、第三者検証機関が検証)。	各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等を購入・活用することができる (対象事業者の年間排出量データを公定の自動測定装置等により政府機関が収集)。
オークション収入の使途	気候変動への適応、低炭素経済実現のための技術開発、途上国への技術移転等	戦略的留保オークション用に取り置く排出枠の補填、財政赤字軽減、消費者還付等

炭素リーケージの可能性
(炭素リーケージ発生の仕組み)

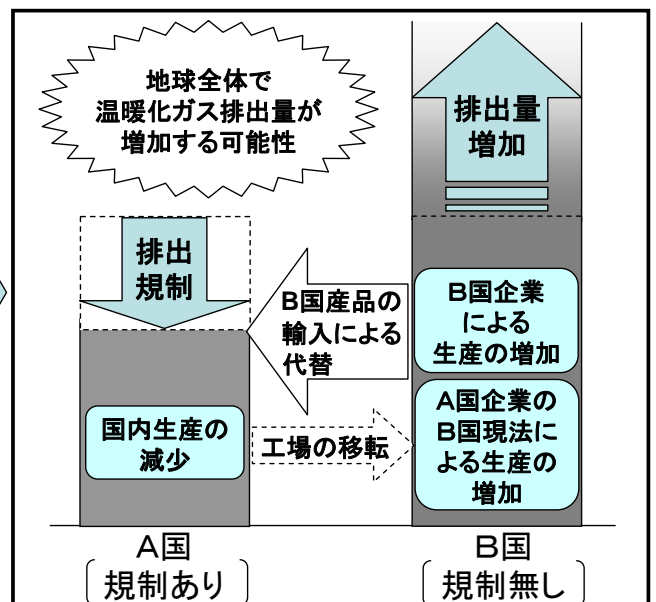
炭素リーケージの2つの経路

- ① 高規制国における国産品から低規制国輸入品への需要シフト (輸入品による代替)
- ② 高規制国から低規制国への生産拠点の移転 (海外移転)

○ 排出規制実施前



○ A国のみ排出規制実施後

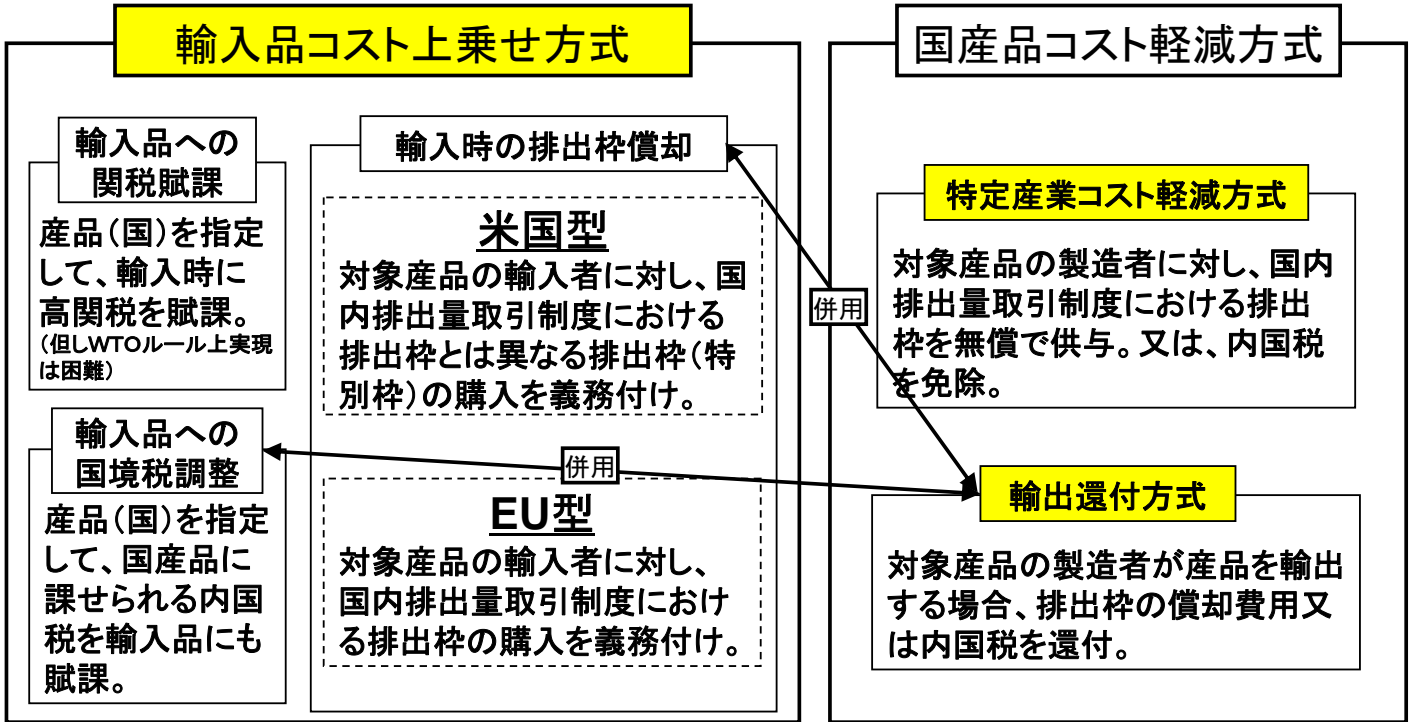


炭素リーケージ対策に関する国際的な検討状況

別添 3

(炭素リーケージ対策の具体的措置)

炭素リーケージ対策の具体的な措置としては、例えば、以下のよう
なものが国際的に議論されている。



EU・米国の国境調整措置（排出枠の償却義務）

別添 4

	EU	米国
根拠法	EC指令 2009/29/EC	ワックスマン・マーキー法案（下院本会議可決）
国境調整措置の対象産品	重大な炭素リーケージのリスクがあるとして特定された部門及びその下位部門（※）によって生産された産品。 ※欧州委員会は、2009年12月までに炭素リーケージのおそれがあるエネルギー集約型産業部門及びその下位部門を特定し、2010年6月までに炭素リーケージ対策を含む報告書を作成する。この報告書において、国境調整措置の導入を提案することができる。	大統領が決定した産業部門の産品（※）。 ※大統領は、2017年1月までに（それ以降は2年ごとに）、重大な炭素リーケージのリスクがあるとして特定された産業部門に対する排出枠の無償割当の効果について議会に報告を行う。その際、当該部門における国境調整措置の実現可能性と有効性を合わせて報告する。
国境調整措置の対象国	特定された部門及びその下位部門に属する域内施設と同じ産品を生産する第三国。	特定された産業部門に属する施設と同じ産品を生産する第三国。ただし、以下の国は対象外。 1. 米国の締結する国際協定に批准、又は米国と同等の温室効果ガス排出規制を行っている国等 2. LDC 3. 世界における温室効果ガス排出割合が0.5%以下かつ米国の輸入に占める当該国の割合が5%以下の国
排出枠を償却する者	特定された部門及びその下位部門によって生産された産品の輸入者（※）。 ※EU-ETSの対象業種に特定された部門及びその下位部門によって生産された産品の輸入者を含める措置をとり得ることを規定。	対象国リストに記載された国から対象産品を輸入する者。
排出枠の性質	特段の規定なし（※） ※域内排出枠（EU-ETS）が用いられるものと思われる。	「国際リザーブ排出枠」（国内排出枠と交換不可）
排出枠価格	特段の規定なし（※） ※国内排出枠取引価格（市場価格）が用いられるものと思われる。	国内排出枠取引における、直近のオークション価格と同等とすることが規定。
実施可能な時期	2013年～2020年	2020年以降
国境調整措置以外の炭素リーケージ対策	特定された部門及びその下位部門に属する域内施設に対して、ベンチマークに基づき、最大100%までの排出枠の無償割当。	大統領が決定した産業部門に対する無償割当（国境調整措置と併せて実施可能）

○米国ワックスマン・マーキー法案における対象産業選定基準

(無償枠供与基準 and/or 枠償却義務採用基準):

- ① エネルギー集約度 or 温暖化ガス集約度 > 5% **及び** 貿易集約度 > 15%
- ② エネルギー集約度 or 温暖化ガス集約度 > 20% **のみ**

$$\begin{aligned} \text{エネルギー集約度} &= \frac{\text{燃料コスト} + \text{電力コスト}}{\text{出荷額}} \\ \text{温暖化ガス集約度} &= \frac{\text{CO}_2\text{排出コスト}}{\text{出荷額}} \\ \text{貿易集約度} &= \frac{\text{輸出} + \text{輸入}}{\text{出荷額} + \text{輸入}} \end{aligned}$$

○EU指令における対象産業選定基準(フェーズⅢ)

(無償枠供与基準):

- ① 排出削減コスト > 5% **及び** 貿易集約度 > 5%
- ② 排出削減コスト > 30% **又は** 貿易集約度 > 30%

$$\begin{aligned} \text{排出削減コスト} &= \frac{\text{直接費用} + \text{間接費用}}{\text{総付加価値}} \\ &= \frac{\text{CO}_2\text{排出コスト} + \text{電力消費に係るCO}_2\text{コスト}}{\text{総付加価値}} \\ \text{貿易集約度} &= \frac{\text{輸出} + \text{輸入}}{\text{出荷額} + \text{輸入}} \end{aligned}$$

エネルギー集約度
温暖化ガス集約度
排出削減コスト

= 炭素排出を削減するために必要なコスト

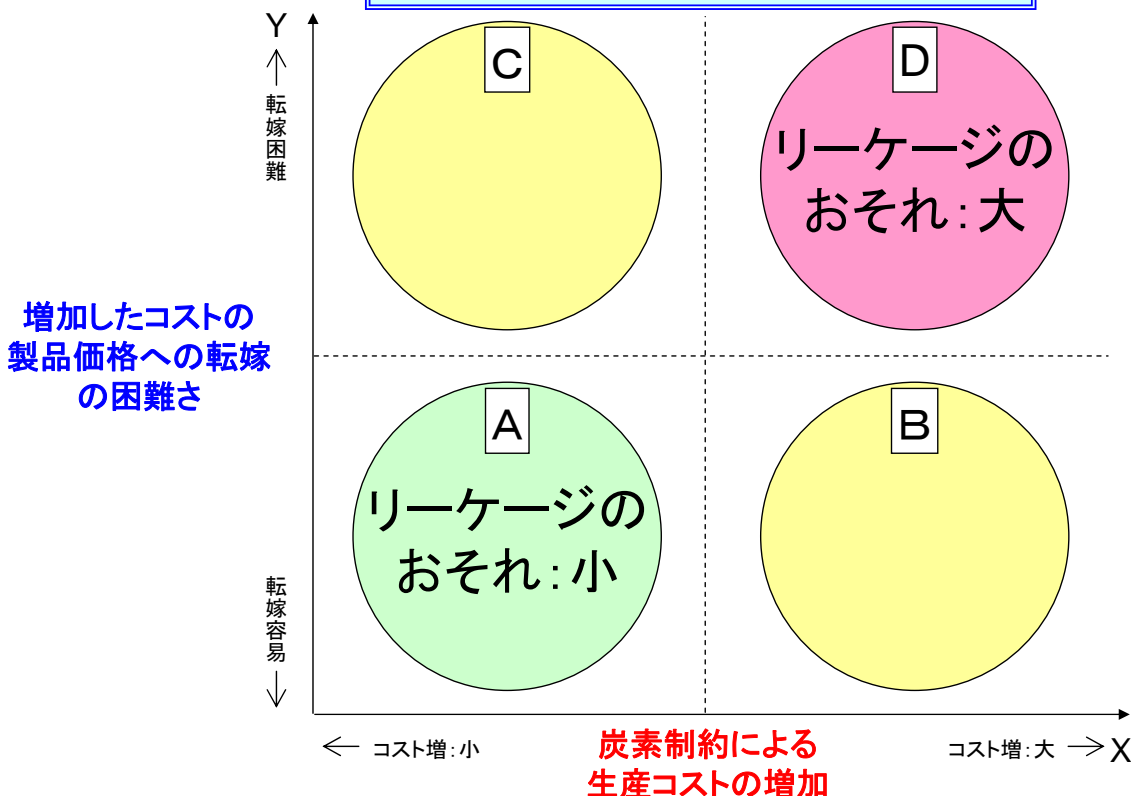
⇒ **炭素制約による生産コストの増加の指標**

貿易集約度

= 国内・域内市場における国内・域内製品の輸入品への代替可能性

⇒ **増加したコストの製品価格への転嫁の困難さの指標**

1. 炭素制約の影響の産業間差異

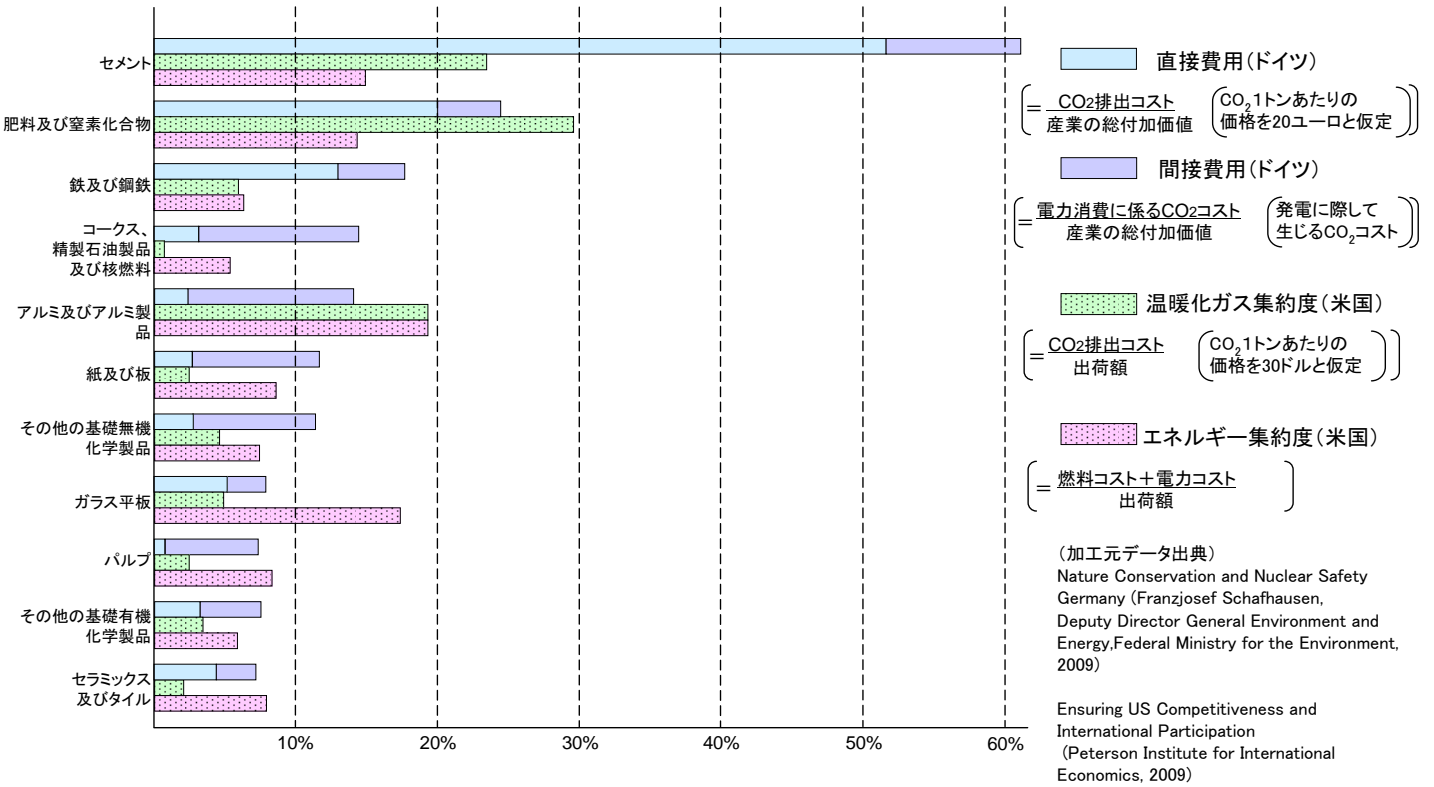


リーケージ対策は、Dに該当する産業において、最も求められるか。

炭素制約による生産コストの増加

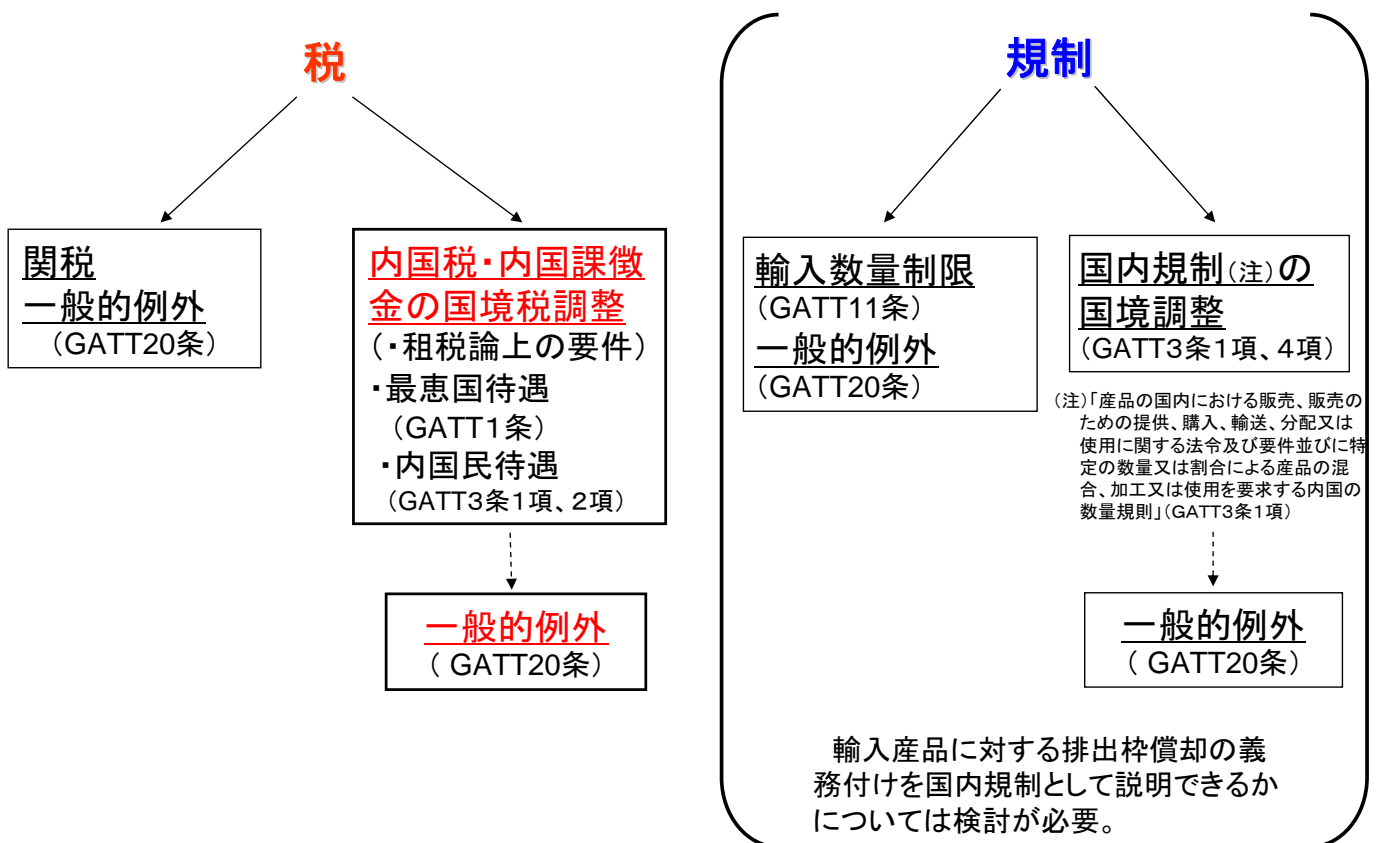
別添 7

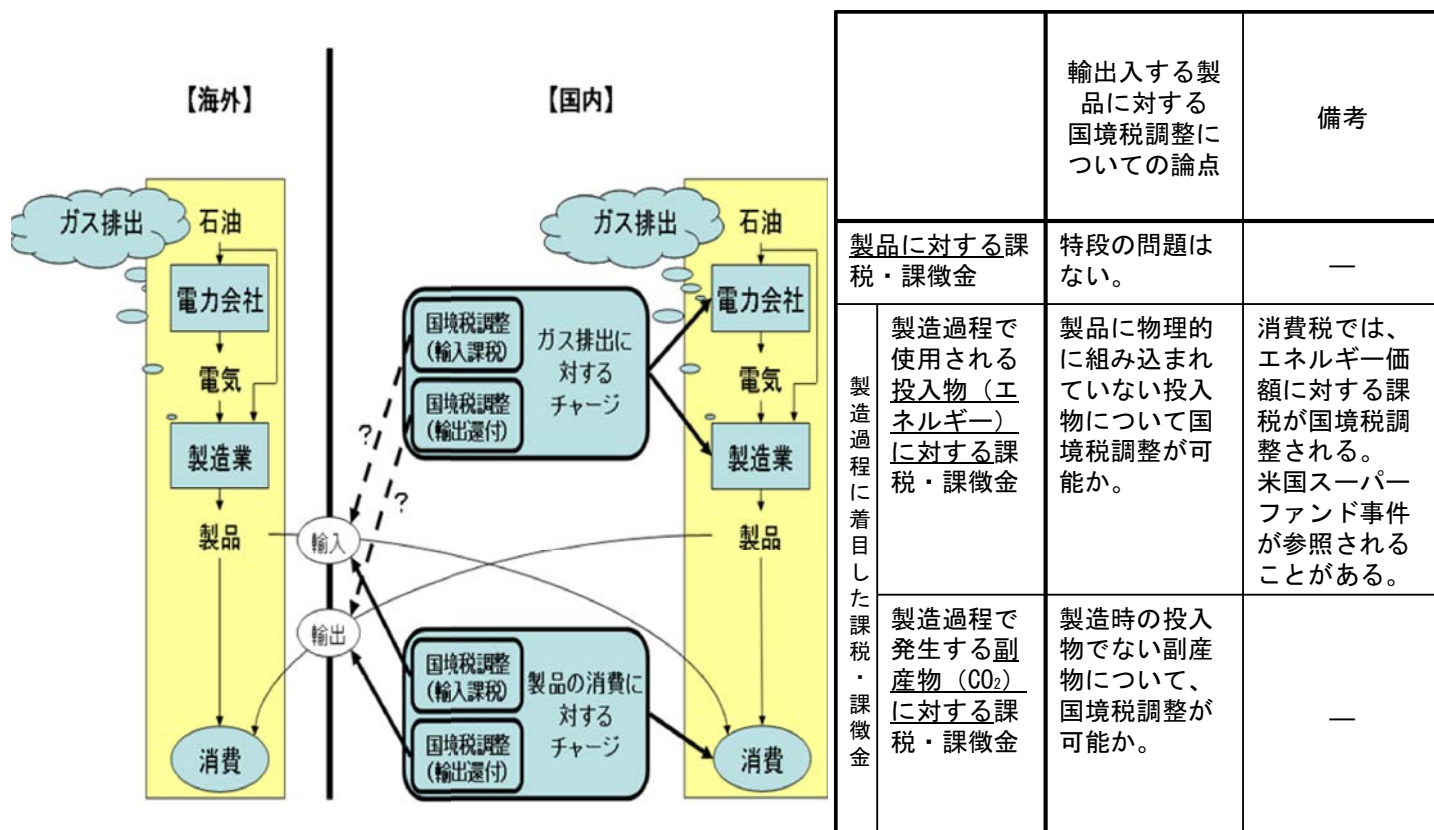
○ 米国及びドイツにおける各産業ごとのCO₂排出コスト及びエネルギー集約度



輸入産品に排出枠償却義務を課す方式

別添 8





補助金及び相殺措置に関する協定

「補助金」

- (a) 及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。
- (a) 政府又は公的機関が資金面で貢献(注)していること、又は所得若しくは価格の支持が行われることにより利益がもたらされること。
- (b) (a)の措置によって利益がもたらされること。(協定1.1条)
- (注) 資金面で貢献: ①資金の直接的な移転を伴う措置等、②政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと、③一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること、④資金調達機関に支払を行うこと等

「特定性」を有する補助金

補助金は、特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部(相殺措置)の規定の適用を受ける。(協定1.2条)
 交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業(注)に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。(協定2.1条(a)等)
 (注) 特定企業: 一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団

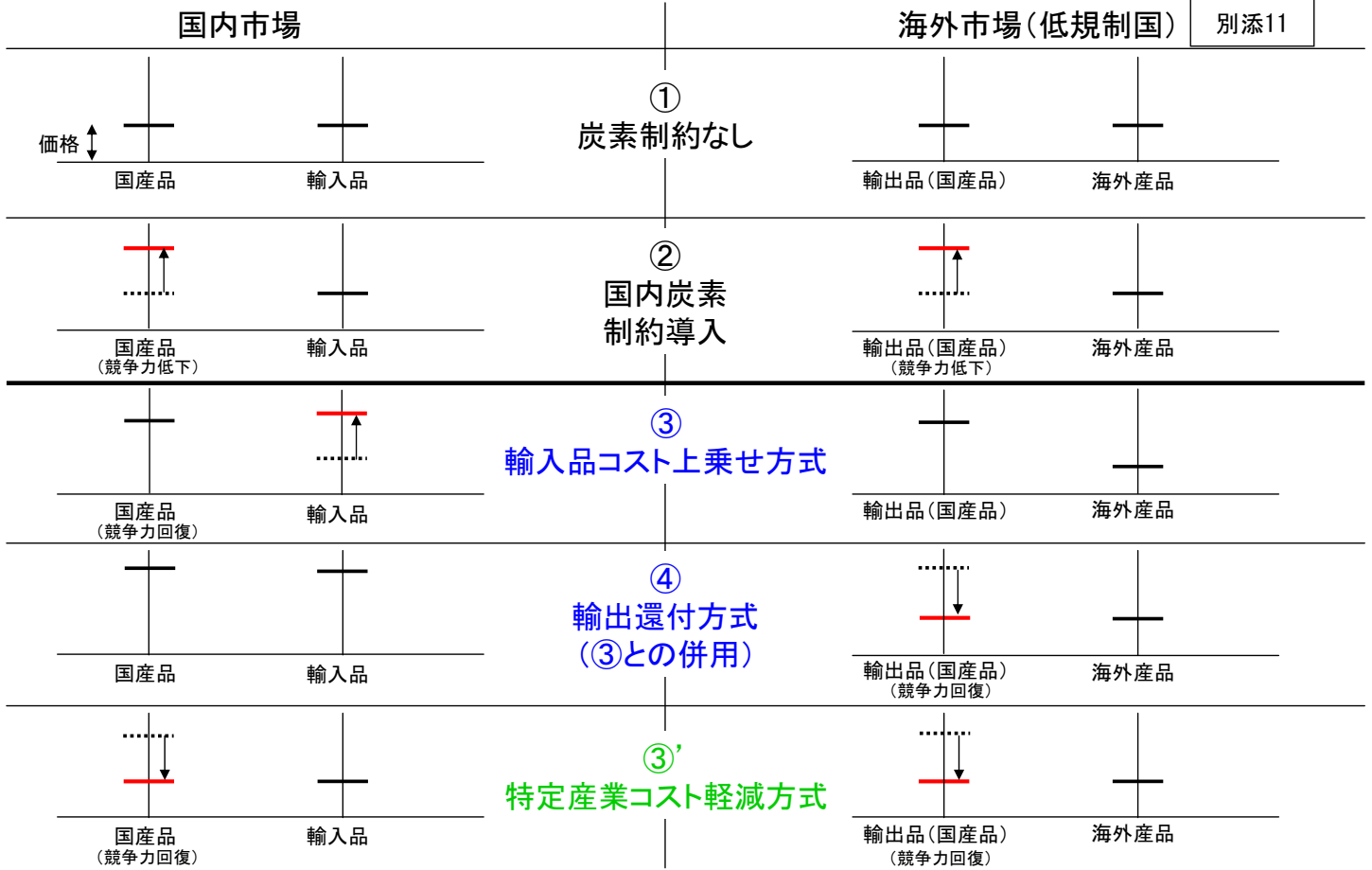
禁止補助金[レッド補助金]
(協定第二部)

1条に規定する補助金のうち、輸出が行われることに基¹づいて交付される補助金(輸出補助金)、輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金(協定3.1条)

相殺措置の対象となる補助金[イエロー補助金]
(協定第三部)

他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらしたと決定する旨の小委員会又は上級委員会の報告が採択される場合には、当該補助金を交付し又は維持している加盟国は、当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する。(協定7.8条)
 六箇月以内に加盟国が補助金の悪影響を除去し又は補助金を廃止するための適当な措置をとらず、かつ、代償についての合意が存在しない場合には、同機関は、申立加盟国に対し、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じた対抗措置をとることを承認する。(協定7.9条)

炭素リーケージ対策が国内・海外市場における自国産業の国際競争力に与える一次的効果



炭素リーケージ対策が輸入代替／海外移転に与える一次的効果

別添12

		低規制国産品による 輸入代替	低規制国への 海外移転
輸入品コスト上乗せ方式 (輸入時の国境税調整／排出枠償却等)		国内市場で輸入品価格を引き上げる。 ⇒ 輸入代替を抑制	国内製造コストが引き上げられているため、海外市場では国産品の価格競争力が低下。 ⇒ 海外移転のインセンティブは残る ただし、逆輸入を前提とする海外移転のインセンティブは抑制。
国産品コスト軽減方式	特定産業コスト軽減方式 (内国税減免／無償排出枠供与)	国内製造コストを引き下げ、国内市場で国産品の価格競争力を維持。 ⇒ 輸入代替を抑制	国内製造コストを引き下げ、海外市場で国産品の価格競争力を維持。 ⇒ 海外移転のインセンティブを抑制
	輸出還付方式 (内国税還付／排出枠償却コスト還付)		事後的に国内製造コストを引き下げ、海外市場で国産品の価格競争力を維持。 ⇒ 海外移転のインセンティブを抑制

(注)高規制国市場の場合、同国において国境調整措置が実施されていれば炭素リーケージは生じないものの、輸入品コスト上乗せ方式の場合、国内炭素制約の対象国産品をそのまま輸出すると二重負担が生じるおそれがある。その際、輸出還付方式を併用すれば、二重負担の問題を回避し、同国産品の国際競争力を確保することができる。他方、特定産業コスト軽減方式の場合は、そもそも二重負担の問題が生じないことから、同国産品の国際競争力を確保する。

炭素リーケージ対策が各産業部門に与え得る一次的効果 (注1)

別添13

	国内対象産業への効果		国内他産業への効果		低規制国競合産業への効果	
	環境政策上の効果	産業政策上の効果	環境政策上の効果	産業政策上の効果	環境政策上の効果	産業政策上の効果
輸入品コスト上昇方式	【環境にプラス】 ・炭素リーケージを部分的に防ぐことが可能。 ・国内排出規制の維持を通じて、国内対象産業に炭素排出量削減インセンティブを維持させることが可能。	【国内対象産業にプラス】 ・国内市場において、国際競争力を確保可能。 ・海外市場(低規制国)において、国際競争力を確保できないおそれ。	【環境にプラス】 ・輸入品価格の上昇が川下産業に波及することを通じて、国内産業全体の炭素排出を抑制することが可能。	【国内他産業にマイナス】 ・炭素排出量が少ない産業も含め、幅広い川下産業が輸入品価格の上昇を負担する。	【環境にプラス】 ・炭素リーケージの抑制を反映して同国内の炭素排出量が減少。 ・制度の仕組み方によっては、海外競合産業に炭素排出量削減インセンティブを与えることが可能。	【低規制国競合産業にマイナス】 ・低規制国の輸出を抑制(生産減)。
輸出還付方式	【環境にプラス/マイナス】 ・上記方式のリーケージ防止を補強 ・国内対象産業の炭素排出量削減インセンティブを削ぎ、国内炭素排出量が抑制できないおそれ。	【国内対象産業にプラス】 ・海外市場(低規制国)において国際競争力を確保可能。	—	【国内他産業にマイナス】 ・還付相当の排出コストを負担することになるか。(注3)	—	【低規制国競合産業にマイナス】 ・低規制国市場等における同国競合産業の国際競争力が低下し得る。
特定産業コスト軽減方式	【環境にプラス/マイナス】 ・炭素リーケージを防ぐことが可能。 ・国内対象産業の炭素排出量削減インセンティブを削ぎ、国内炭素排出量が抑制できないおそれ。	【国内対象産業にプラス】 ・国内市場において、国際競争力を確保可能。 ・海外市場(低規制国)において、国際競争力を確保可能。 ・国内排出規制に伴うコストを負担しない。	【環境にマイナス】 ・国産品価格の低下が川下産業に波及することを通じて、国内産業全体の炭素排出を抑制できないおそれ。(注2)	【国内他産業にプラス/マイナス】 ・川下産業が国産品価格の低下を享受する。(注2) ・排出枠無償供与等により、国内対象企業が負担せずに済んだ炭素排出削減量を、国内他産業が負担することになる。(注3)	【環境にプラス/マイナス】 ・炭素リーケージの抑制を反映して同国内の炭素排出量が減少。 ・海外競合産業に炭素排出量削減インセンティブを与えることはできない。	【低規制国競合産業にマイナス】 ・低規制国の輸出を抑制(生産減)。

(注1) 炭素リーケージ対策の政策効果に関する評価は、国内排出規制を実施するが炭素リーケージ対策は実施しない状態との比較に基づく。
 (注2) 国内対象産業が、供与を受けた無償排出枠の市場販売価値(機会費用)を製品価格に転嫁しない場合。
 (注3) 国内の炭素排出総量を増やさないようにする場合。

貿易パターン毎にみた国境調整措置の一次的効果

別添14

【日本への輸入】

—グループとして国際展開している企業を対象とした検証—

輸入品	輸出者	輸入者	輸入品に国産品と同程度の炭素制約を賦課する場合		
			影響	産業政策上の効果	環境政策上の効果
最終製品	低規制国 地場メーカー	→ 国内需要者 (国内メーカー以外)	輸入最終製品の 価格上昇	国内メーカーの国内市場における 競争力回復 。	炭素リーケージを抑制
	低規制国 日系メーカー現法	(逆輸入) → 国内需要者		日系現法の国内市場における 競争力低下 。	
中間品 (投入財)	低規制国 地場メーカー 又は 日系メーカー現法	→ 国内メーカー	国内メーカーの使用原料の価格上昇	日系現法及び国内本社の国内市場における 競争力低下 。	

【日本からの輸出】

輸出品	輸出者	輸入者	輸出品の炭素制約コストを還付する場合		
			影響	産業政策上の効果	環境政策上の効果
最終製品	国内メーカー	→ 低規制国 需要者	輸出最終製品の価格低下	国内メーカーの低規制国市場における 競争力回復 。	国内炭素排出量の増加を容認
中間品 (投入財)	国内メーカー	→ 低規制国 日系メーカー現法	日系現法の使用原料の価格低下		

(注) 国内炭素制約が存在する状態を基準とする。

WTOドーハ・ラウンドにおける各国提案

別添15

- 日本は、2007年4月に、他の先進8か国・地域とともに、伝統的な公害対策物品とともに**再生可能エネルギー関連物品を含む共同リスト**を提案(2009年10月に再提案)。また、2010年2月に、**省エネ物品リスト**を提案。
- 先進国と途上国との間の対立等に加え、ドーハ・ラウンド全体の進捗の遅れもあり、**交渉の先行きは不透明**。

アプローチに関する提案

提案国・グループ	提案内容
環境物品フレンズ(注)	交渉のベースとなる環境物品リストを提案(リスト・アプローチ)
ブラジル	リクエスト・オファー方式による環境物品(バイオ燃料)の特定
アルゼンチン及びインド	環境対策活動(大気汚染管理、汚水管理等)を行う主体が輸入する物品の関税の削減・撤廃(プロジェクト・アプローチ)
アルゼンチン	京都議定書の「クリーン開発メカニズム」に使用される物品の関税の削減・撤廃(プロジェクト・アプローチ)

(注) 日本、米国、EU、カナダ、NZ、スイス、ノルウェー、韓国及び台湾の先進9か国・地域。

環境物品リストに関する提案

提案国・グループ	提案内容
環境物品フレンズ	再生可能エネルギー関連物品、公害対策物品等 153品目
日本	省エネ物品 53品目
フィリピン	再生可能エネルギー関連物品等 17品目
サウジアラビア	CO ₂ 回収・貯留技術関連物品、原油生産時に生じる天然ガス(焼却処理されるもの)の回収技術関連物品等 263品目
ペルー	環境負荷の少ない方法で生産された有機農産品

WTO環境物品交渉における日本提案

別添16

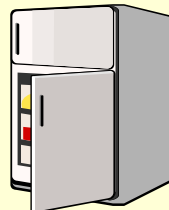
- 我が国は、気候変動問題の解決に貢献するという観点から、ハイブリッド自動車・電気自動車・LED電球・省エネルギー家電等のエネルギー効率が高く、温室効果ガスの排出が少ない製品を環境物品の定義に含めるようWTOに提案。
- 国際的な省エネルギー基準の策定、税関における識別可能性といった技術的な課題を含め、検討を進めることが必要。

(省エネ物品の例)

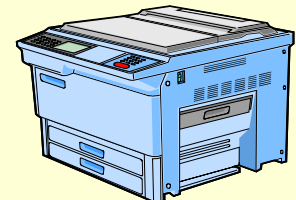
インバーター付きエアコン



インバーター付き冷蔵庫



省エネ型コピー機(オフィス機器)



環境配慮型自動車
(ハイブリッド自動車・電気自動車)



LED電球



省エネ型TV

